

付 篇

石の宝殿古墳雑考

瀬 川 芳 則

丘陵裾の集落から石の宝殿古墳へ登って行く道は、打上の氏神高良神社（打上神社）への参道となっている。ただし高良神社はもと東高野街道ぞいの市立明和小学校東側の地に祀られていたのが、打上の村びとが東にあおぎ見るこの付近寝屋川市域最高峰の上山の上腹海拔約100メートルの現在地に移されてきたものである。高良神社の境内にある石鳥居・石柱・石燈籠などのうち社殿前の石燈籠には、「寛文二年」（1662年）と刻字しているのがもっとも古い石造物で、石鳥居の手前にある石柱には、高良神社と刻んである。すなわちもともと高良神社と呼んでいた社名を、明治維新の頃に打上神社と改名したもので、祭神は高良明神（武内宿弥）である。

打上四辻の道標の北面に、「北 京やわた柳谷星田妙見道」とあるが、旧神社地のそばを南北方向に通る東高野街道を北にとると八幡に通じており、京都府八幡市石清水八幡宮境内の高良社とこの神社の結びつき、ひいては石清水八幡宮との関係の浅からぬことが推量できる。また、四辻の道標の西面の刻字を読むと、「東 ならいせみち」とあり、この通称「ならみち」が打上神社の参道と重複し、石の宝殿古墳の東脇を通じていたものようである。高良神社は東高野街道のそばから、「ならみち」のそばへ移転してきたというわけである。

『日本輿地通志』の「畿内部卷第三七河内国十一交野郡」によると、打上村に八十塚とよばれる古墳群があり、高塚・堀塚・吳塚・唐塚・中塚などの塚名が付けられていたが、田畠を開墾するに際して当時すでに、その半ばが消滅してしまっていたことを述べている。ちなみに寝屋川市教育委員会作成の遺跡分布地図によれば、高良神社の旧神社地を含む低地に打上古墳群、そして打上神社付近の高地に打上神社古墳群と、打上には二つの古墳群が示されているが、さきの四辻の道標に刻まれていた「ならいせみち」は、これら二つの古墳群を脇に見ながら打上を通過する古道でもあったわけである。

六世紀以降におけるこれらの群集墳の形成や、七世紀代に独立墳として築造された石の宝殿古墳の成立と、この古道との関係についても、今後検討を加えたいものである。横穴式石室を内部構造とする打上古墳群や打上神社古墳群は、一基ごとの古墳がそれぞれ家族追葬のために何度も使用されるものであり、古墳に至るはか道が自ずとできあがっていたことであろう。

さて、石の宝殿古墳は、後期の群集墳造営が各地で活発になり、八十塚の名で伝えられる打上の古墳群も形成が終り、畿内一般に古墳を造営しなくなった頃、政治的にも文化的にも新しい息吹きが起る時代すなわち蘇我氏を中心とする政権が確立し、百済・新羅・高句麗から仏教

文化がもたらされるようになり、この付近では淀川べりの楠葉平野山瓦窯群の操業がはじまり、楠葉弥勒寺などの初期寺院の姿も見られるようになって後に、南面する丘陵の上腹に単独で出現した横口式石槨墳で、終末期古墳の一種でもある。

石の宝殿古墳は七世紀の有力な古墳の多くが南を正面として開口するのと同じく、打上の裏山の頂上部よりわずかにさがった丘陵南側斜面に、ほぼ南向きに開口して営まれている。現状では花崗岩の四個の巨石を組合せた封土をもたないいわば巨石の墳墓である。四個の巨石のうち二石は、羨道部の両側壁に用いられているが、ここ20年来探し求めても天井石は発見していない。横穴式石室の羨道部のなごりはとどめるものの、天井石で覆わず、側石のみを置いたものとみなせるものであろう。

羨道東壁の石は、長さ約2.4メートル、高さ約1.5メートル、厚さ約40センチの割り石を用い、西壁では最大幅約1.2メートル三角錐台状の割り石を用いている。埋葬施設の主体部を形成するのは、直経約3.2メートル、高さ約1.7メートルで、底石と接する付近にくり抜きの横口部を加工した蓋石（上石）と、南北長約3メートル、厚さ数10センチの上面を平らに加工した底石（下石）である。また蓋石と底石を接合して南側に開口する横口部には閉塞用の扉石があった。扉石はすでに失われて見当らないが、後述する扉石開閉のための軸受け孔を観察すると、その開閉に伴う磨耗が明白に認められる。奈良県高市郡明日香村中尾山古墳の場合は花崗岩の切石を組合せた石槨の扉石のみを凝灰岩の切石で作っている。石の宝殿古墳の場合、軸受孔の磨耗が認められることからみて、扉石にも凝灰岩よりも硬度が大きい花崗岩を石材としていたものとみなすことができよう。

石槨内部は扉石によって閉塞される横口部がもっとも狭く、石槨内法の寸法は横口部で幅約55センチ、高さ約70センチ、奥行約230センチである。石槨内は、横口部から約90センチ奥で両側の幅がほぼ直角に急に広くなり、幅約90センチとなるが、広くなった幅とは逆に高さが約68センチと低くなっている。また石槨内は丁寧に加工しており、水磨きを施す仕上げである。

扉石は西側に開く片開きで、蓋石の開口部にこの扉石をはめ込んだ場合の廂と両側壁をU状に切石加工して仕口としている。またこの廂部の天井の西端から約15センチ付近と、これと天地対称する底石のその真下にあたる部分とに、軸受けの穿孔がほどこされており、この扉石がその片側に回転軸を削りだす形状のものであったことが判る。

大阪府下に於る横口式石槨の祖形は、富田林市新堂所在のお亀石古墳とみなされているが、お亀石古墳の場合、凝灰岩切石・くり抜きの棺身と棺蓋とからなる家形石棺で、その小口部の一方をくり抜き横口部としたものに石栓で閉塞し、その前面に花崗岩切石を用いた羨道を設けた構造で、この家形石槨の封土に埋れて、七世紀初頭創建の新堂廃寺使用と同じ瓦をその周りに積み重ねている。石の宝殿古墳の場合、棺身と棺蓋の組合せとは逆に、上石をくり抜いて下石と組合せる形態に変っている。また花崗岩の切石という瓦葺き寺院建設に伴う新しい石工技術の所産であるといえる。今は羨道の二個の側石と蓋石との間はきっちりと接合せず僅かに空

間が生じているが、蓋石には羨道側石との接合部にそのための切石加工が施されている。この羨道部が築造の当初から設けられていたことも明らかである。

花崗岩の切石をくりぬいた蓋石と底石をもつ横口式石槨に、大和の鬼廁組古墳があり、明白香史跡めぐりの名所になっているが、鬼廁組古墳では羨道を設けていなかったとみられている。また石槨の横口部の閉塞は、石栓のようにはめ込みの形式であって、最終段階の横口式石槨と考えられており、その法量は唐尺を用いたものである。

石の宝殿古墳の場合、扉石で閉塞した石槨の内部は、幅が約55センチの狭い空間と、その奥の幅約90センチのやや広くなった空間、すなわち前室と後室に分けるという意識が働いていたとみなすことができる。また横口部入口での法量は、唐尺よりも高麗尺を用いている可能性がある。横口式石槨という古墳築造の終末期の主として河内・大和に現われる数少い形式の古墳の変遷史の中にあって、石の宝殿古墳がどのあたりに位置づけられるのか。すでに古墳築造の盛期を過ぎていたとはいえ、特定（高位）の者を除く古墳造営を禁じたとされる大化薄葬令の前後のいずれに築造されたものであるのか。石槨構造及び使用尺寸の細部にわたる検討が必要である。

埋葬施設としての石槨に、石の宝殿古墳の被葬者がどのような形で葬られたのか、木棺等に収めた遺体を安置していたものであるのか、あるいは骨蔵器に火葬骨となった被葬者を葬ったものであるのかの問題である。勿論、被葬者が如何なる人物であったかは、もっとも知りたい点である。また、現状のこの古墳を観察すると、石槨の背後約1.2メートルに、三個の花崗岩が東西方向約4.7メートル幅に一列に並んで深く埋められているのが見られ、この石列が石の宝殿古墳築造期にさかのぼり得る構造物であるのかどうかについて決定的な知見が従来は無かった。しかし後述するが近時に於る史跡保護のための試掘によって、この石列が築造当初のものであること及び、石槨と石列との間に敷石が設けられていることなどが判明し、石の宝殿古墳の全体像が序々に浮びあがってきている。

そこで本稿では、まず以上に述べてきたような石の宝殿古墳をめぐるいくつかの解明すべき問題点のうちから、石槨内に収められていた筈の埋葬主体について、過去の情報の検討をおこない推考を試みてみよう。いうまでもなくこの古墳の被葬者安置の位置は、奥行約140センチ、幅約90センチ、高さ約68センチの後室とみなされる空間である。前室とみなせる空間の幅は約55センチと一層狭い。成人用の棺を収めるにはそこは如何にも狭小であるというほかはない。さらにこの古墳が築造された七世紀は、僧侶・天皇・上級貴族等が仏教の影響に基づく火葬を始める世紀でもあり、数十基が知られる横口式の古墳の中でもひときわ壮大な石の宝殿古墳の場合、火葬に伴う骨蔵器を内部に安置した古墳であった可能性が大である。また一般に古墳の新規築造をしなくなかった時期に、このような壮大な横口式石槨を持ち得た被葬者の社会的地位・身分も並々ならぬものがあったと思われ、こうした有力な被葬者が火葬をおこなうことは当時充分に考えられるところである。江戸時代の文献の中には、この古墳にかかわると思える骨

蔵器発見を伝えるものがあり、その発見が当時は話題をよんだことが判る。以下に秋里籬島と太田南畠の伝えるところを検討してみよう。

享和元年（1801）刊、秋里籬島著『河内名所図会』卷之六の交野郡打上村「明光寺」の項には、石宝殿についての次の記述がある。

石宝殿 当寺より壱町許奥にあり 按するに石棺の発きたりもの也
又近年此側にて 金銅の壺 大サ壱尺余の物を掘出す 基錘六貫目あり 中に白骨を藏む
これを官家に訴ければ 本の地へ其儘にて藏むべしとある しかれども 山野なれば 盗
難を恐れて 其地の主が宿坊本願寺宗の極楽寺といふ道場 此村にあれば 其境内を深く
掘て埋蔵すとぞ

打上の石宝殿の名称は、この史料が初見である。この記述によれば、石宝殿は石棺を発いたものであり、その側から近年一尺余の重さが六貫目（22.5キロ）の金銅製の骨蔵器が発見されたが、極楽寺の境内に埋め直したというわけである。

極楽寺境内に埋蔵されていた骨蔵器の子細については、後記するように明治7年に至って掘り出しており、少くとも村内有力者たちと極楽寺にあっては代々周知していたと思われる。秋里が前記以上には詳細な情報を知り得なかつた理由は、それが極めて価値ある物であったと信じられていたことによるもので、里人が盜難を恐れ秘密にしていたためであろうか。

このことは、随所に共通する記事内容をもつ、太田南畠の「河州交野壺」の記事内容との異同を比較することによって推察できる。「河州交野壺」は次のように、打上極楽寺埋蔵の骨蔵器とその発見及び埋蔵に至る経過を記している。

安永三年甲午七月、河州交野郡打上村より掘出したる壺書付
大久保七郎右衛門殿領地河州交野郡打上庄村兵衛と申百姓所持の山中に 昔より石蓋致候
壺有之地上へ少少顧れ有来候を折々見付候者も有之候得共 定て墓所にても可有之哉と推
量いたし 掘候者も無之 打捨置候處 當午七月十三日同村小高持の百姓勘右衛（一名重
助 幼名にても有之哉）と申者右山中へ参り 石蓋を取り見候處 壺の内に又壺有之 其
内に又壺つ黒色なる壺有之 此壺は土器とも相見不申候に付 密にもとの如致し納置 ふ
たも以前の如く致し 宿へ歸り 其夜半密に彼所へ参り 石の壺を掘出し候由 壺高さ五
尺程 其内の壺高さ三尺 此壺二つは土器なり 其内黒色の金の六角形の壺有之 右の壺
やらうぶたにて上に瓔珞有之 ふたの裏に明骨と書付有り 壺の内骨少々 水も餘程あり
たまり水にても有之候哉 朱も少々有之のみ

石掘出し持歸り 翌十四日大阪の道具屋へ致持參 右壺賣拂度由申候に付 道具屋にて
磨見候處 大金の壺也 掛目四貫六百匁 内瓔珞と蓋との掛目六百匁有之候由 道具屋申
候は かやうの品粗末には買請がたく候間 村役人等の一札にても添られ候はゞ 買請可
申旨 申候に付 勘右衛門持歸り 名主へ右の趣 申聞候處・大切の事故 領主へ相届候
處 早速持參致候様にとの儀に候につき 前條の趣委細訴へ候よし 右近邊星の村といふ

所に むかしより小松寺と云寺あり 小松重盛公建立の由申傳へ 中古日蓮宗の僧住す
又同所に小松谷といふ所有之 亂妨の節きんたちなどの骨にても有之やと近辺に評判致候
皆掛金四貫六百匁

此あたへ當時貳拾両買の積りにても銀九十二貫目相當金千五百両程也

この「河州交野壺」では石宝殿の名が見られないが、さきの『河内名所図会』「石宝殿」の記事と同一の骨蔵器について述べたものであることは明白である。

すなわち問題の骨蔵器は、安永3年（1774）甲午7月13日の夜半、打上村小高持百姓勘右衛の手で密かに掘り出された。そこは同じ村の百姓庄兵衛の持山であるから、日中に掘るわけにいかなかった。そこは以前から石蓋をした壺の姿が少し地表に現れており、何者かの墓所であろうと言われていたが、誰もこれを掘り出す者はなかったらしい。その日の日中に石蓋を取って勘右衛は、その中にもう一個の土器の壺があり、さらにその壺の中に土器とは思えない黒色を呈する壺があるのを見て、密かに元通りの状態に戻して帰り、その夜半これを掘るに至る。

勘右衛が夜半一人で密かに掘り出した3個の壺のうち外の2個は、高さ約5尺と3尺であった。『河内名所図会』では、骨蔵器を二重に包んだこれら2個の大型の土器についての記述はない。骨蔵器は六角形の身に「やらうぶた」（野郎蓋）と通称されるタイプの蓋をもち、蓋の外側に瓔珞が付き、蓋の裏には「明骨」と書きつけてあった。また骨蔵器の内部に骨が少し残存し、水もたまっていた。また朱も少々入っていた。

この骨蔵器の埋納状態は、高さ1メートルに近い大型の容器といい、また1.5メートルの外容器といっているが、このような状態の埋納について他に例を聞かない。骨蔵器の年代と二重の大型容器の年代が合致しがたく思える。また「明骨」と骨蔵器蓋裏面に読めたという墨書についても、骨蔵器埋納当初のものとは理解しがたいものである。したがってこれらは石蓋をも含めて、白骨が朱と共に残存していた骨蔵器の二次埋納に伴なう可能性が強いものとみたい。なお「明骨」の墨書については、宮川満先生にも中世等に於る用例をおたずねしたが、今のところそのような用字例はないとのことであった。

骨蔵器を持ち帰った勘右衛は、翌14日には大阪の道具屋へこれを売払うために持参している。道具屋でこの黒味がかった壺を磨いてみたところ、大金の壺と判った。蓋・身・瓔珞あわせた総重量四貫六百匁（17.25キロ）、うち蓋と瓔珞の重量あわせて六百匁（2.25キロ）あり、道具屋はこれほどの品は粗末には買請けがたいので、村役人等の一札を添えてくれば買請けると勘右衛に伝えた。勘右衛から子細を聞いた村の名主は、大変な事故と驚き領主大久保七郎右衛門に届出たところ、早速持参せよということになった。この話は近辺の村々でも評判となつたが、近くの村に日蓮宗の僧が住んでいた小松重盛建立の小松寺があり、動乱期に公方の誰かの骨を納めていたものではないかなどと噂をし合つたらしい。なお時価千五百両程のものであろうと太田南畠は記している。

時価千五百両の黄金の骨蔵器というわけであるが、この点は非常に疑わしい。これを裏付け

る出来事は、明治7年に起っている。それは堺県令税所篤にあてた次の文書に伴うものである。

奉願上候

河内国第三大区三小區

十番組打上邸

右邸極楽寺境内ニ埋有之候金壺之義、相当之值段に有之哉ニ相心得、右土中ニ埋置候而ハ
沈宝不益を恐察仕、今度当組百十八番小学營繕之用途ニ御下渡被下度、此段此段奉願上候、
(以下略)

小学校建設費用のために、極楽寺境内埋納の金壺を売却しようとしたわけである。

ところで筆者は、昭和57年のスタンプが打たれた封書の余白に「明治七年十月 金壺六十円
壳ノ時三十円極楽寺渡証」「結極金壺は三十円ニテ堺県令買上」と文書の写しをメモ書している。これはその頃寝屋川市教委社会教育課で文書のコピーを拝見し、メモにしたものであるが、今その原文書は行方が判らなくなっている。それはともあれ、明治7年頃といえば、一般的にみて年収20円～30円である。かつて1500両と太田南畠が記したことがある金壺を、60円という買上価値は、如何にも計算が合わない。果してこの骨蔵器は、本当に純金に近い壺であったのであろうか。金を渡金にした金銅製の骨蔵器の発見例は少々はあるが、金製の発見例は今のところ皆無である。堺県令が買上げた金壺とは、金銅製品であり、太田南畠もこれを金壺と思い込んだものであろう。村々でも金の壺という話が広がっていたものであろう。したがってこの骨蔵器発見について、発見から歳月を経た秋里籬島の記述のほう、「金銅の壺」としており太田南畠よりむしろ正確であったわけである。そしてこの明治7年をもって消息を絶ってしまった極楽寺境内埋納の金銅製骨蔵器は、石の宝殿古墳被葬者のものであったが、一度盗掘にあい火葬骨が残存していた骨蔵器のみを、新しい外容器（大きな壺）に収め石蓋をして付近に改葬してあったのが、安永3年に至り里人の一人によって掘り出されるという事件を生んだものであろうか。

さて、寝屋川市打上1875の1所在のこの古墳は、前述のとおり終末期古墳の一種であるところの特色ある横口式の古墳のひとつとして、学会周知の遺跡である。特に花崗岩をくり抜き加工した類例は少く、奈良県明日香村鬼の廁・俎古墳、同斑鳩町御坊山三号墳、大阪府柏原市平尾山横口古墳などの数例が知られるのみであり、また古墳築造時の原位置に現存するのは、この石の宝殿古墳のみで極めて重要な古墳といわねばならない。

このような全国的にみても重要視されるこの古墳も、近年になると土の流失のために旧状が変り、羨道部東側壁をなす板石が倒れるおそれがでてくるに至っていた。昭和62年10月16日には、石の宝殿古墳管理団体である宗教法人打上神社及び打上自治会から、根本的な調査と対策を講ずるよう要望がだされるに及び、市教育委員会が現地を微細に調査したところ、羨道部の底部の幅約1.2メートル、長さ約2メートル、深さ0.2～0.4メートルにわたって、土が流出していることが判明した。これを機に大阪府教育委員会文化財保護課と協議した結果、羨道部分

に対する土止め板の設置及び土の搬入について、文化庁に現状変更の許可申請を提出し、文化庁より発掘調査を行いその結果を文化庁に報告のうえ、その保存計画を作成するようにとの指示を受け、昭和63年7月12日(火)～8月12日(金)の間、寝屋川市教育委員会による石の宝殿古墳の発掘調査が実施されたものである。

発掘調査は全面調査でなく、また立木を避けて設定しなければならなかつたためもあって、やや変形したものを含め大小合計8ヵ所に長方形の発掘坑が、北側の列石及び羨道部の両側を中心に設けられたものであるが、本稿ではこの調査によって明らかとされた1・2の点についてのみ述べておくものである。

その1は、石櫛部背後の列石についてである。この列石は3個の花崗岩が東西方向に一列に並ぶもので、その西端から東端まで約4.8メートルを測る。この露出している3個の列石遺構が石の宝殿古墳築造の当初からの遺構であるのか、あるいは後世の作為によるものなのか、そしてそれが後者の場合ならば、その時期はいつであるのか等を明らかにすることは重要な研究課題であった。この点について、石の宝殿古墳の中軸線上に位置する列石遺構中央の花崗岩について、調査結果を検討してみると次の通りの状況であった。

古墳中軸線にそい石櫛部をなす巨石の底石の基部からこの配石の背後(北)まで南北方向に設定された発掘坑(第3トレント)長さ約1.5メートルに於て、発掘坑内全面の表土下約30～40センチに平面形人頭大の割石を敷きつめ、その隙間を小さな割石で埋めた石敷遺構が検出されている。この石敷遺構は削平した地面のほぼ直上付近の標高約99メートル(O・P)に葺石したもので、その南端では石櫛下石(長約3メートル、幅約1.5メートル、厚さ60センチ以上、底石、台石)の上面から測って約25～35センチの底石側縁に接し、石敷北端は列石(中央石の上面から約90～100センチでその側縁に接している。また列石と石敷を配する際には、列石背後ではO・P約100メートルまで、やや南さがりに地山を削平し、列石部から南ではさらに地山を数十センチ掘りさげて削平し、列石部と石櫛底石部では、これらを固定するためにさらに地山を掘穿したものである。調査がこの古墳の保護に主眼を置いていることから、石櫛底石及び列石の下端を検出するに至っていないが、いずれも相当深くその下端をもつ状態で据えられている。列石の機能の一つが、北側背後からの土止めであったことと共に、千数百年の永きにわたって丘陵南斜面にこの古墳の列石と古墳主体部が流出せず、今日まで現状の如く保存されてきたのが、上記のようにしっかりと固定されたこの古墳の基礎工事のすぐれた技術によるものであったことを、この調査結果からも伺い知ることができる。従来見学者の眼にとまっていた3個からなる花崗岩の列石は、その上半部の一部が露出していたものである。

石敷遺構は、古墳の北縁でもっとも良好な状態で検出され、地表での標高差にして1～2メートル低くなる南寄りでは、石櫛部と羨道部の境界付近で僅かに残存しているのが認められるにすぎない。石敷の大半が流出してしまったものであろう。

石敷遺構の上には、地点による差があるがおむね二層又は三層の堆積が認められる。そし

て石槨の東寄りに設けられた第1トレーナーに於ては、第三層上面に石敷遺構があり、その直上層にあたる第二層中から瓦器碗の小破片が出土し、また石敷遺構内から須恵器坏身の破片が出土している。出土遺物はこの二種の他に、東サブトレーナーの第二層中に土師器小破片、西サブトレーナー内落込みから土師器小破片、第4トレーナーの第一層から須恵器破片がある。これらの出土遺物のうち、第1トレーナー出土の須恵器坏身は、石敷遺構に伴う出土であることから、慎重な検討が必要である。この古墳の築造年代にもかかわるものである。

その2は、列石遺構の西端部に於いて、内角約135度で南西方向に置かれた列石の一つが新たに発見されたことである。すなわち列石は、古墳の背後を土止めのために東西方向一直線のみに設けられたものではなく、古墳主体部の周囲に敷きつめた石敷遺構のまわりを、多角形をなしてめぐらされていた可能性が強くなったものとみなすことができるわけである。

この場合、石槨部背後の3個からなる列石の長さを推定しうる多角形の一辺とし、さきの内角約135度を考慮しつつ、石の宝殿古墳の調査時の平面図上にその復原を試みると、一辺約4～5メートルの八角形にめぐる石列が推考復原できる。この八角形については、正八角形でなく、北辺が他の各辺よりもやや長くなる形態をとるものと思うが、愚考によればその中軸線の長さは、約9.5メートルとなる。

ここでこの度の調査で発見された出土遺物について、以下にその検討を試みてみよう。まず中世遺物である瓦器碗についてであるが、これはこの古墳に登る坂道の途中に弘治年中の刻銘をもつ十三仏石碑などが現存する天照山明光寺があり、石の宝殿古墳羨道脇にも、「天岩戸大日如来 元禄四辛未年二月二十八日 打上明光寺承詔上人」と刻む石柱があることから憶測できるように、相当古くからこの古墳に対する信仰があることなどにも判るように、出土瓦器碗についても中世に於る何らかのこの古墳を対象とした祭事にともなうものとみることができる。また中世には古墳の盗掘も顕著であり、横穴式石室からはその際の燈明をつける容器として瓦器碗等を持ち込み、石室内に置いたままにしていたとみられる例もあるから、この点も考慮しておいてよいであろう。

7世紀初頭頃とみられる第1トレーナー出土の須恵器杯身の出土については、慎重な検討が必要である。ちなみに打上には打上八十塚の名で知られるとおり、古墳時代後期の群集墳が所在していた。『日本輿地通志』には、高塚・堀塚・呉塚・唐塚・中塚など古墳名もある。しかし今それを確認することは極めて困難になってしまっているが、高良神社の（打上神社）の南々西約30メートルには、こわされた横穴式石室の石材が役行者の祠に転用されており、この付近に打上神社古墳群とよぶ後期の群集墳が想定されている。石の宝殿古墳がそうした追葬を行なう後期の群集墳の墓域内に、それらがおそらく追葬を行なわなくなつてから後になって、追葬に適した横穴式石室とは異なる横口式石槨墳として、いわば堂々たる単独墳として出現したわけであるから、古墳石敷の上の盛土内に群集墳の追葬や祭祀に伴う須恵器が混入したかとも思われるが、先の瓦器破片混入との関係からは疑問が残る。しかしそれが石敷遺構中からの出土

であることは、無視しがたい事実である。したがって被葬者生前の土器を、葬法の一貫としてこわしたものを石敷上に置いたとみなすこともできなくはない。ただし、須恵器が出土した羨道部付近に設けたこの発掘坑では、石敷遺構検出面より約15~40センチ下層に地山をなす花崗岩の岩盤があり、その表面は風化の状況が認められるが、この付近では凹凸をなす花崗岩の地山が古墳築造時に露出しており、そこに埋土をしたのち石敷を行ったものである。この場合、こうした埋土の中に須恵器が混入していた可能性があろう。

石の宝殿古墳は、7世紀前半の終末期古墳の時期に畿内の河内・大和に出現する終末期古墳の中でも際立って特色ある横口式石槨墳のそれも最終段階に、花崗岩くり抜きの技術によって造られる古墳である。

近年、横口式石槨墳の編年的研究の成果も目覚しいものがあるが、そうした研究によれば、石の宝殿古墳は明日香の鬼廁・俎古墳と共に、それらの最後に位置づけられている。また河内の横口式石槨墳を編年的に並べた場合、石の宝殿古墳に先行するのが柏原市平尾山横口墓であり、これをさらに先行するのが凝灰岩と安山岩の切石を組ませた石槨をもつ羽曳野市観音塚古墳であるが、観音塚古墳は7世紀中葉を下限とみられる古墳である。こうした視点からみれば、石の宝殿古墳の築造は7世紀中葉以後ということになろう。ともあれこの古墳の築造時期に関しては、先の須恵器坏身の検討、使用尺の検討などと共に再吟味の必要があろう。

最後にこの古墳が、八角墳の一種であると思われる点についても述べておこう。まず八角墳は、類例の少ない古墳である。今日までにそれが八角墳であるとみられるのは、八角墳となる可能性があるものを含めて、全国で8例程度にすぎない。これに石の宝殿古墳を加えても、全国で十指に足りないものである。そしてこの9例中7例が畿内の大和・河内・山城・摂津に所在する。

また天智天皇山科陵で知られる御廟野古墳をはじめ、舒明陵説の有力な桜井市段ノ塚古墳、明日香村の天武・持統合葬陵をはじめ、天皇陵もしくは天皇陵説をもつ古墳が、これらの中の半数以上を占めており、いずれも7世紀中葉以後に築造されている。女帝持統については、太宝三年十二月、飛鳥岡に於いて火葬されたことで知られている。仏教思想の影響によるものであった。後続する元明・元正両天皇も火葬を採用している。すなわちここに八角墳と推考した石の宝殿古墳は、市史紀要創刊号の中にも述べたように、その被葬者は仏教色の濃厚な火葬の葬法によったと思われる。また、横口式石槨墳の最終段階に位置づけられ、八角墳の一種であると思われ、これらのいずれをとりあげても、その築造年代を7世紀中葉よりさかのぼらせるることは困難である。墳形が天皇陵に採用された八角墳と同じ系譜をもつものであることは、この古墳の被葬者の性格を考える上で非常に示唆的である。7世紀前半に活躍し、この地域すなわち古代河内湖と淀川水系に關係をもつ相当な身分の人物をその被葬者として想定する必要があろう。

石敷遺構の検出、八角形にめぐっていたと思われる列石遺構、石敷遺構の上層をなしていた

堆積土層中の瓦器椀破片、こうした、この遺跡の発掘状況は石の宝殿古墳にもともと封土が無かったことを示しているようである。ちなみに羨道部に天井石が見当らないが、このように考えた場合、封土をもたないが故に、物理的にいえば天井石が不要であったとみなすことができよう。仏教的な立場からの火葬の採用という葬法の転換していくなかで、従来の横穴式石室に反映されていた黄泉の世界観の崩壊していく過渡期的な羨道部の形態とみなしたい。

なお本稿は寝屋川市史紀要に述べた内容に、多少加筆修正したものである。